**様式８　３．養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）**

１　総括表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業・内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
| 機構補助金 | 事業実施  主体 |
| １　純粋種豚等の導入  （１）純粋種豚の導入  （２）家畜人工授精用精液の　購入  ２　一代雑種雌豚の導入  （１）両親が種豚登録されているもの  （２）両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親が全国的な遺伝的能力評価を受けたもの  ３　特色ある肉豚生産のための種豚の導入  ４　事業推進指導 | 千円 | 千円 | 千円 |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（注）事業を委託して実施する場合は、備考欄に委託予定先を記入するとともに、該当する事業費の上段にその委託費の額を（　）書きで記載すること。

２　事業の目的

|  |
| --- |
|  |

３　事業の内容

○　参加希望生産者集団等の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生産者集団等名 | 生産者数 | 飼養頭数 | |
| 種雄豚 | 子取り用雌豚 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）　子取り用雌豚は、生後６カ月以上で、子豚を生産することを目的とし

て飼養している雌豚とする。

（１）　種豚等の導入

ア　純粋種豚の導入

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 単価 | 頭数 | | | 備考（積算根拠） |
| 雄 | 雌 | 計 |
| 産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）１　補助金の上限は、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚については１頭当たり40万円、それ以外の純粋種豚については１頭当たり10万円とする。

２　補助対象となる純粋種豚は、生産者が所有する種豚の能力向上が見込まれるものとする。

３　導入した純粋種豚は、原則として純粋種の産子を得るための交配に使用し、産出された産子は子豚登記を行うこととする。

４　導入した純粋種豚は、導入後３年間飼養するものとする。

５　産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚を導入した場合にあっては、その産子等（当該海外純粋種豚の精液、受精卵又は産子をいう。）を広域的に利用することを目的として、当該海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置くこととする。

イ　家畜人工授精用精液の購入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 単価 | 本数 | 備考（積算根拠） |
|  |  |  |

（注）１　補助金は、精液については１本当たり１万円を上限とする。

２　補助対象となる精液は、生産者が所有する種豚の能力向上が見込まれるものとする。

３　導入した精液は、純粋種の産子を得るための人工授精に使用し、産出された産子は子豚登記を行うこととする。

ウ　一代雑種雌豚の導入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 単価 | 頭数 | | | 備考（積算根拠） |
| ① | ② | 計 |
|  |  |  |  |  |

（注）１　補助金は、一代雑種雌豚については１頭当たり２万円を上限とし、導入頭数は、一経営体当たり30頭（うち両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親が全国的な遺伝的能力評価を受けたものについては５頭）を上限とする。

２　頭数欄には両親が種豚登録されたものを「①」として、両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親が遺伝的能力評価を受けたものを「②」として、それぞれ記載すること。

３　導入した一代雑種雌豚１頭につき、繁殖成績を１産以上、記録すること。

４　導入した一代雑種雌豚は、導入後３年間飼養するものとする。

エ　特色ある肉豚生産のための種豚の導入

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単価 | 品種 | 頭数 | | | 備考（積算根拠） |
| 雄 | 雌 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |

（注）１　補助金は、特色ある肉豚生産のための種豚については１頭当たり３万円を上限とし、導入頭数は、雌の場合に限り、一経営体当たりの繁殖豚の頭数の１／３の頭数を上限とする。

　　　２　導入した特色ある肉豚生産のための種豚１頭につき、繁殖成績を１産以上、記録すること。

　　　３　特色ある肉豚生産のための種豚の能力向上を目的として、種豚生産者等に対し繁殖成績等の能力向上に資するデータを提供すること。

　　　４　導入した特色ある肉豚生産のための種豚は、導入後３年間飼養するものとする。

（２）　事業推進指導

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 内容 | 備考（積算根拠） |
|  |  |  |

（注）事業推進指導の計画は、生産者集団等に対し（１）の取組への支援を実施する場合に限り記載すること。